

## 入札条件及び注意事項（郵便入札）

### 1 入札保証金

免除する。

### 2 契約保証金

要

契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は府中市契約規則第38条第1項第3号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### ※ 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

府中市契約規則第38条第1項第3号に規定する免除の要件は、府中市若しくは国又は他の地方公共団体と令和3年度以降に履行を終了したネットワーク機器（当該入札と数量及び価格共に同等規模）の納入を行った賃貸借契約又は物品購入契約の実績を2件以上有すること。

### 3 入札執行について

- (1) 入札者は、仕様書及び関係図書等を熟覧のうえ、所定の入札書により入札してください。なお、疑義がある場合は質問書により問い合わせてください。（質問等の手続きについては公告をご確認ください。）
- (2) 入札者は、府中市契約規則その他関係法例を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札者は、公告により指定した到着期限までに入札書を提出してください。なお、到着期限に遅れた場合は、無効としますので厳守してください。
- (4) 郵便入札の場合、入札回数は1回とします。

### 4 入札書について

- (1) 入札書は所定の様式とし、必要事項を記入し、別紙「郵便入札のあたっての注意事項」に従い郵送してください。
- (2) 入札書への記入は次の事項を厳守してください。
  - ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
  - ② 記入事項は所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉を使用してください。記名押印を欠く入札は無効となります。
  - ③ 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
  - ④ 入札書の記入事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。但し金額を訂正した入札書は無効となります。
  - ⑤ 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。（例：¥123,000-）

### 5 入札内訳書の提出

別紙「入札内訳書の作成要領」を参照のうえ作成すること。

## 6 無効入札について

次の事項に該当する入札は無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することはできません。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札その他不正行為のあった入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者がした2以上の入札
- (6) 再度の入札でその入札が1であるとき。
- (7) 必要な事項を確認できない入札
- (8) 金額が訂正された入札書での入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定

開札後、落札決定を保留したうえで、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、あらためて当該入札をした入札者（以下「同一価格者」という。）に出席を求め、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定します。

落札候補者のみ資格要件の確認を行い、後日落札者を決定します。結果については、ホームページで公表します。

## 8 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

## 9 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。

## 10 設計図書に対する質問及び回答

入札公告に記載のとおり

### 1.1 予定価格

非公表

### 1.2 最低制限価格・調査基準価格

設定していない。

### 1.3 公正な入札の確保等

- (1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない
  - ① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
  - ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

い。

- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 14 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (3) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (4) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。